

W e b ・ e プラス

(需給契約要綱)

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

Web・eプラス

1 契 約 種 別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、Web・eプラスBおよびWeb・eプラスCといたします。

2 Web・eプラスB

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、この契約要綱実施の際現に需給契約要綱のWeb・eプラス（2025年10月1日実施。以下「旧契約要綱」といいます。）の適用を受けているお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ハ 電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）6（需給契約の申込み）における料金の支払方法を、標準約款21（料金その他の支払方法）(1)イまたはロとしていただくこと。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契 約 電 流

イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハのWe b割引額を差し引いたものとしたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

契約電流 30 アンペア	1,716 円 30 銭
契約電流 40 アンペア	2,288 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2,860 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	3,432 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 06 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 78 銭

ハ Web割引額

Web割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	110 円 00 銭
---------	------------

ニ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハのWeb割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	505 円 72 銭
---------	------------

(5) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 当社は、お客さまの都合によって標準約款 21（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払っていることを確認した場合、契約種別を特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）16（従量電灯）(2)に変更いたします。この場合、供給約款 16（従量電灯）(2)ロおよびハは、(2)および(3)に準ずるものといたします。

ハ この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ニ 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ホ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

3 Web・eプラスC

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、次のいずれにも該当し、かつ、この契約要綱実施の際現に旧契約要綱の適用を受けているお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ 契約容量が7キロボルトアンペア以上であること。

ハ 標準約款 6（需給契約の申込み）における料金の支払方法を、標準約款 21（料金そ

の他の支払方法) (1)イまたはロとしていただくこと。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式, 供給電圧および周波数は, 託送約款等に定めるところによるものといたします。

(3) 契約容量

契約容量は, 契約主開閉器の定格電流にもとづき, 標準約款別表 4 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合, 契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社または当該一般送配電事業者等は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

(4) 料 金

料金は, 基本料金, 電力量料金および標準約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計からハのW e b 割引額を差し引いたものといたします。ただし, 電力量料金は, 標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は, 標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は, 標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし, 標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は, 標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし, 標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は, 標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ヘによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は, 1 月につき次のとおりといたします。ただし, まったく電気を使用しない場合の基本料金は, 半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	572 円 10 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は, その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 77 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42 円 06 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	45 円 78 銭

ハ Web 割引額

Web 割引額は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	110 円 00 銭
---------	------------

ニ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハの Web 割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	505 円 72 銭
---------	------------

(5) そ の 他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ 当社は、お客さまの都合によって標準約款 21（料金その他の支払方法）(1)ハにより支払っていることを確認した場合、契約種別を供給約款 16（従量電灯）(3)に変更いたします。この場合、供給約款 16（従量電灯）(3)ロおよびニは、(2)および(3)に準ずるものといたします。

ハ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ニ 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ホ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約要綱は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）

- 1 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

$$\begin{aligned} \text{第2段階料金適用電力量} &= 280 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \\ &\quad - \text{第1段階料金適用電力量} \end{aligned}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ただし、標準約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 2 この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- (1) この契約要綱の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- (2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- 3 この契約要綱の適用を開始し、またはこの契約が消滅した場合の1にいう暦日数は、次のとおりといたします。

- (1) この契約要綱の適用を開始した場合
開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。
- (2) この契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。